

運営規程

社会福祉法人 清明会
特別養護老人ホーム むらかみの郷

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人清明会が開設する特別養護老人ホームむらかみの郷(以下「施設」という。)が行う指定介護老人福祉施設サービス(以下「サービス」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。その事により、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう目指す。

2 入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場にたってサービスを提供するよう努める。

3 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保険医療サービス、福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 特別養護老人ホームむらかみの郷
- 二 所 在 地 千葉県八千代市村上1113番36

第2章 職員の職種、数及び職務の内容

(職員の職種、数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 施設長 1名
常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、従業者に必要な指揮命令を行う。
- 二 医師 必要数
入居者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- 三 生活相談員 常勤の者で1名以上
入居者の生活相談、処遇の企画や実施を行う。(本体と兼務)
- 四 介護職員又は看護職員
介護職員及び看護職員は、常勤換算方法で13名以上、また、看護職員は、常勤換算方法で1名以上
介護職員は、入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

看護職員は、入居者の保健衛生並びに看護業務を行う。

五 管理栄養士 1名以上 (本体と兼務)
食事の献立作成、栄養計算、入居者に対する栄養相談、
栄養ケアマネジメント等を行う。

六 機能訓練指導員 1名以上 (本体と兼務)
日常生活を営むに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行
う。

七 介護支援専門員 常勤の者で1名以上
施設サービス計画・栄養ケア計画の作成等を行う。

八 事務職員 必要数
必要な事務を行う。

第3章 入居定員

(入居定員)

第5条 施設の入居定員は、29名とする。

(定員の厳守)

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。

第4章 ユニットの数及びユニットごとの入居定員

(ユニット数及びユニットごとの入居定員)

第7条 ユニット数は3とし、それぞれのユニットの定員は10名か9名とする。

第5章 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 施設は、サービスの提供の開始に際して、入居申込者又はその家族に対して、運営規
程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要な項目を記した文書を交
付して説明を行い同意を得る。

(入退居)

第9条 心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護
を受けることが困難なものに対してサービスを提供する。

2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

3 入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与す
る事が困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の措置を速やかに
講じる。

- 4 入居者の入居申し込みに際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討に当たっては、従業者間で協議する。
- 6 居宅での日常生活が可能と認められる入居者に対して、本人及びその家族の要望、退居後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退居のための援助を行う。
- 7 入居者の退居に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者について要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ速やかに申請が行えるよう援助する。

(施設サービス計画の作成)

第11条 施設の管理者は、介護支援専門員に、地域密着型施設サービス計画（以下「施設サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させる。

2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員は、入居者の能力、おかれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入居者の自立を支援する上での課題を把握する。

3 計画担当介護支援専門員は、入居者や家族の希望、把握した課題に基づき、施設サービスの原案を作成する。原案は、他の従業者と協議の上、作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。

4 施設の管理者は、医師・管理栄養士・看護師及び介護支援専門員その他の職種が共同して栄養ケアマネジメントを行う体制を整備する。

5 介護支援専門員は、管理栄養士と連携して、入居者の入居後遅くとも1週間以内に、関係職種と共同して低栄養状態のリスクを把握する。

6 管理栄養士は、栄養スクリーニングを踏まえ、入居者毎に解決すべき課題を把握する。

7 管理栄養士は、サービス担当者会議に出席し、栄養ケア計画原案を報告し、関連職種との話し合いのもと、栄養ケア計画を完成させる。

8 介護支援専門員は、サービスの提供に際して、施設サービス計画に併せて栄養ケア計画を入居者又は家族に説明し、サービス提供に関する同意を得る。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画等の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて、施設サービス計画等の変更を行う。

(サービスの取り扱い方針)

第12条 入居者の心身に状況等に応じて、適切な処遇を行う。

2 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 従業者は、サービスの提供に当たって、入居者またはその家族に対して必要事項をわかりやすく説明する。

4 入居者本人または他の入居者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

5 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介 護)

第13条 入浴は原則として1週間に2回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、やむを得ない場合のみ清拭を実施し、入居者の清潔保持に努める。

2 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。この場合において、特に異性（介護職員及び看護職員を除く。）から見られることがないように配慮する。

3 おむつを使用せざるを得ない入居者について、おむつを適切に交換する。

4 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

5 常時一人以上の介護職員を介護に従事させる。

(食事の提供)

第14条 食事の提供は、栄養、入居者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。また入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して共同生活室で行うよう支援する。

2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

一 朝 食 8時00分から

二 昼 食 12時00分から

三 夕 食 18時00分から

3 栄養士等による検食を毎食前に行い、その所見を検食簿に記載する。

(相談及び援助)

第15条 入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第16条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためにレクリエーションの機会を設ける。

2 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者またはその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。

3 常に入居者の家族との連携を図り、入居者と家族の交流等の機会を確保する。

(機能訓練)

第17条 入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またそ

の減退を防止するための調整を行う。

(健康管理)

第18条 施設の医師または看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

2 施設の医師は、健康手帳を所有している者については、健康手帳に必要事項を記載する。

(入居者の入院期間中の取り扱い)

第19条 入居者が医療機関に入院する必要がある時、入院後おおむね3ヶ月以内の退院があきらかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案して必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるようにする。

(利用料の受領)

第20条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その入居者の負担割合に応じた額とする。

2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前2項の他、次に掲げる費用を徴収する。

- 一 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費・別表のとおり）
- 二 居住に要する費用（光熱水費及び室料・別表のとおり）
- 三 入居者が選定する特別な食事の費用
- 四 理美容代
- 五 日常生活費のうち、入居者が負担することが適当と認められるもの。

4 サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、入居者の同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第21条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合はサービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付する。

第6章 施設の利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第22条 入居者は、施設長や医師、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員など

の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第23条 入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届け出る。

(健康保持)

第24条 入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別な理由がない限り年1回受診する。

(衛生保持)

第25条 入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第26条 入居者は、施設で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第7章 緊急時等における対応方法

(緊急時等における対応方法)

第27条 入居者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

第28条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

- 2 非常災害に備え、少なくとも4月に1回は避難、救出その他必要な訓練を行う。うち1回は夜間又は夜間想定を含む。

第9章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待の防止のための措置)

第29条

人権の擁護、虐待の防止等のため、入居者に対する虐待の禁止・虐待の予防及び早期発見に努めることとする。尚、虐待の禁止・虐待の予防及び早期発見の為に以下の措置を講じ、福祉の増進に努める。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- 二 虐待の防止のための指針の策定
- 三 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施
- 四 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の選任

第10章 その他施設の運営に関する重要事項

(受給資格等の確認)

第30条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(入退居の記録の記載)

第31条 入居に際して、入居年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載する。また退居に際しては、退居年月日を被保険者証に記載する。

(入居者に関する市区町村への通知)

第32条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市区町村に通知する。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

第33条 入居者に対して、適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。

2 施設の従業者によってサービスを提供する。ただし入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。

- 一 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回

(衛生管理等)

第34条 設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品、医療用具の管理を適切に行う。

2 感染症の発生、まん延しないように必要な措置を請じる。

- 3 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行う。
なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行う。

(協力病院等)

第35条 入院治療を必要とする入居者のために協力病院を定める。また、協力歯科医療を定める。

(掲示)

第36条 施設内の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密の保持等)

第37条 施設の従事者は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 退職者等が正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

- 3 居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第38条 居宅介護支援事業者またはその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 居宅介護支援事業者またはその従業者から、施設からの退居者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第39条 入居者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 提供するサービスに関して、市区町村からの文書の提出・提示を求め、又は市区町村職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力する。市区町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

- 3 サービスに関する入居者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に千葉県国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第40条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

- 2 当該事業が地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図る事を目的として、運営推進会議を設置する。

3 運営推進会議の開催は、おおむね2カ月に1回以上とする。

4 運営推進会議のメンバーは、入居者、入居者家族、地域住民の代表、民生委員、地域包括支援センター職員又は市区町村の職員、地域密着型介護老人福祉施設について知見を有する者等で構成する。

5 会議の内容は、施設のサービス内容の報告及び入居者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流の場とする。

6 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(事故発生時の対応)

第41条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市区町村、家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。

2 サービス提供により賠償すべき事故が、発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第42条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録と整理)

第43条 施設の従業者は、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 入居者に対するサービス提供の諸記録(下記の記録)を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- 一 入居者の処遇に関する計画
- 二 行った具体的な処遇の内容等の記録
- 三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 苦情の内容等の記録
- 五 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(個人情報の保護)

第44条 施設は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び、厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 施設が得た入居者の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入居者又はその代理人、もしくは家族の了解を得るものとする。

(身体拘束の制限)

第45条 施設の従業者は、施設サービスの提供にあたっては、入居者の生命又は身体を保護す

るため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その他の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(その他)

第46条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人清明会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成31年 2月 1日から施行する。

この規程は令和 2年 4月 1日から施行する。

この規程は令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は令和 3年 6月 3日から施行する。

この規程は令和 4年11月 1日から施行する。

この規程は令和 6年 4月 1日から施行する。

【別表】

食事・居住費

	ユニット型 個室 利用の場合	
居住費 (光熱水費及び室料)	3,000円	
食費 (食材料費及び調理費)	1,800円	朝食 530円
		昼食 635円
		夕食 635円

この別表は、令和 4年10月 1日から施行する。

この別表は、令和 6年 4月 1日から施行する。